

## 平成16年3月定例会総務常任委員会 3月24日

説明者（鈴木和夫君） 先ほどから〇・九二と〇・九との違いというお話が出ておるんですけども、訴訟中だということが一つのポイントだと私は思ってます。それで、その〇・九二の算出基準については大阪府が一定出されました。ただ、私たちがこのことについて異議があると言ってる見解は、東京都が平成六年の三月期から平成十五年の三月期までの十年間というこの設定、全国の外形標準課税も平成三年から十二年までの十年間の平均税収ということで、大阪府は十四年間という、平成三年から平成十六年三月期までの十四年間という枠をとっております。このことについては、東京都と全く同じ条例であるならば、同じ形にするのが、当然相手のあることです。そのことについてはやはり〇・九二というのは難しいのではないかと、こういう判断を私たちはしたわけでありますから、したがって〇・九という根拠は東京のことを根拠にしているわけであります。

ただ、皆さんは、〇・九二が正当 - - 正当性のことは理事者が言いました。しかし、裁判で勝つとは一切言いませんから、それについては訂正してもらいたいと思います。

あなたは今、裁判で勝てるということを理事者が言ったと言いました。そんなことは一切言ってませんよ。